

給排水指定工事店説明会

1. 給水引込管の一宅地一取出制限の変更について
2. 給排水申請書の様式変更について
3. 取付管設置工事の面積要件の変更について
4. その他、連絡事項



平成31年 3月 7日

上下水道局料金課 給排水担当



1. 給水引込管の一宅地一取出制限の変更について
2. 給排水申請書の様式変更について
3. 取付管設置工事の面積要件の変更について
4. その他、連絡事項

1.給水引込管の一宅地一取出制限の変更について

変更前

1宅地1取出

配水管からの給水管取出は、1宅地に1か所とする。



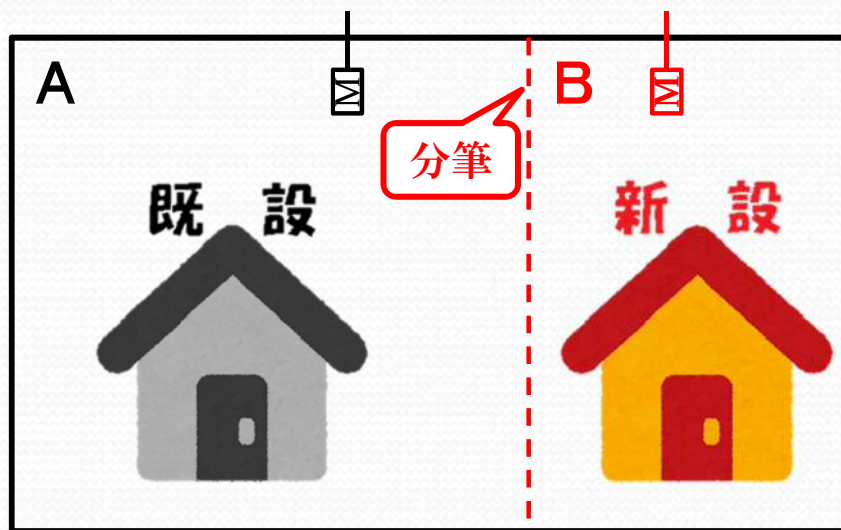
変更後

1建物1取出

配水管からの給水管取出は、1建物に1か所までとする。利用計画のない給水管は、分岐部において撤去しなければならない。

👉 平成31年 4月 1日から適用

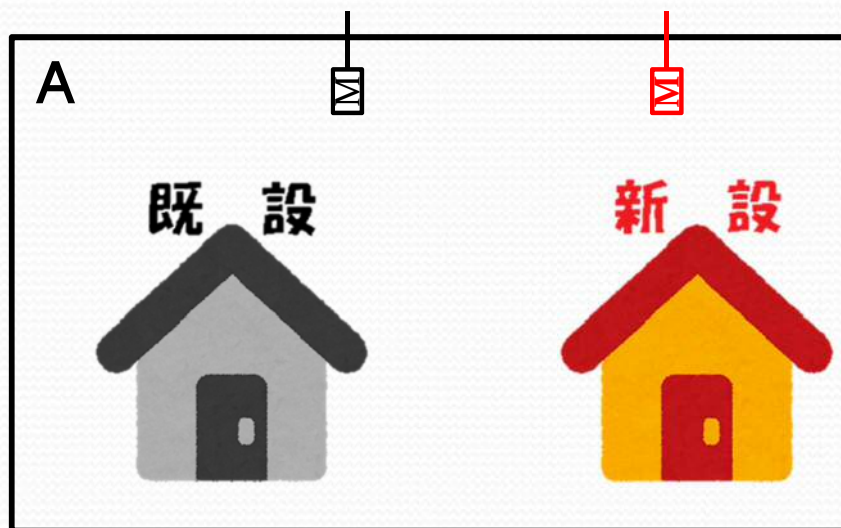
1.給水引込管の一宅地一取出制限の変更について



これまでは、

住居が設置される全ての筆を、まとめて設置場所として、引込管は1本までとされていた。離れや親族住居の新築のため、新たに引込管を設置する場合は、分筆して、別申請地としなければならなかった。(左図のA及びB)

分筆費用、分筆までの期間

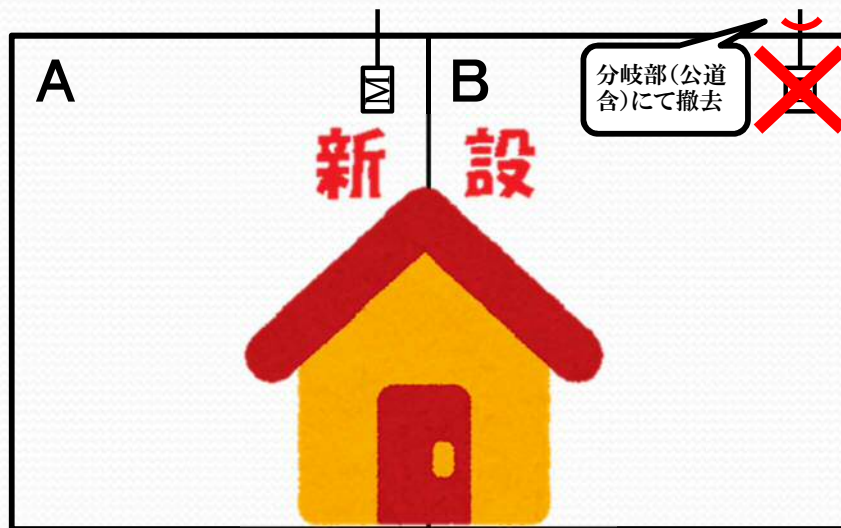


変更後は、

既設建物と、別個の建物に給水する場合は、分筆することなく、同申請地内においても、新たに引込管を設置することができます。

※ただし、許可する際に、条件を付す場合があります。
(取出位置の指定、逆流防止措置、集合住宅台帳の作成等)

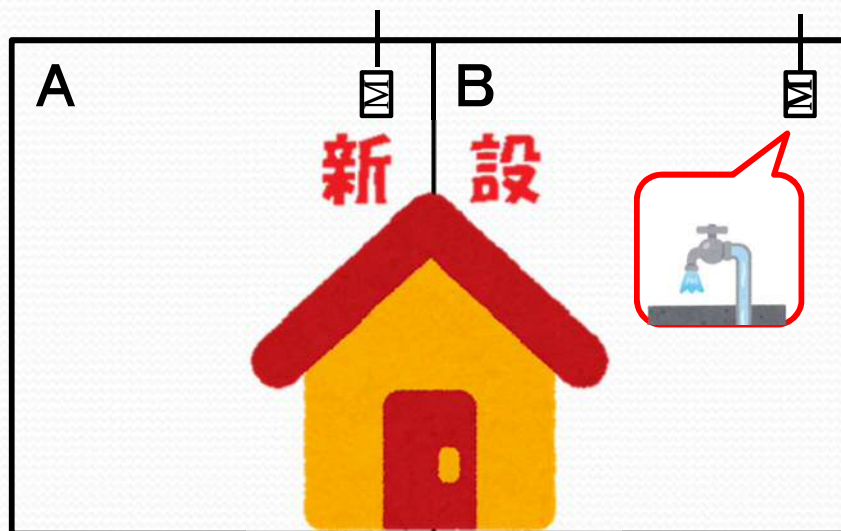
1.給水引込管の一宅地一取出制限の変更について



これまでは、

1宅地に対し2取出となるため、原則、引込管については分岐部(公道含)で撤去し、給水装置の権利についても、権利移転又は権利放棄をしなければならなかった。

撤去工事の費用、期間
給水装置権利の処理



変更後は、

水栓を設置して利用する又は、利用計画のある給水装置は、現地に残すことができます。利用計画のない給水管は、従来通り、分岐部において給水管の撤去、権利の処理が必要です。

利用計画とは、現時点において、立水栓や散水栓等の水栓を設置して利用する場合に限らず、将来的に使う可能性がある場合も含まれます。なお、水栓を設置しない場合は、メーターBOX及び甲乙一体型止水栓を設置することとする。(権利残し)

1. 給水引込管の一宅地一取出制限の変更について
2. 給排水申請書の様式変更について
3. 取付管設置工事の面積要件の変更について
4. その他、連絡事項

2.給排水申請の様式変更について

申請書の構成

記入例		<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事承認申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備計画承認申請書		31年3月7日	
豊田市事業管理者様		申請者住所 〒 471-8501		アパート等の名称及び部屋番号	
		愛知県豊田市西町3丁目60番地			
フリガナ		リウキョウ 909			
氏名		料金 太郎		電話番号 (0565) 34 - 6680	
指定工事店	指定給水装置工事事業者(指定番号第 〇〇〇 号)	排水設備指定工事店(指定番号第 号)			
	名称	豊田給排水設備工事株式会社		名称	
	代表者	給排水 一郎		代表者	
	電話番号 (xxxx) xx - xxxx			電話番号 () -	
主任技術者(免状番号第 xxxxxx 号)			責任技術者(資格番号第 xxx 号)		
氏名	給水 二郎		氏名	排水 三郎	
工事場所等	申請地番	代表地番	豊田市 〇〇町 〇〇丁目 〇番地 〇〇	・ブロック・ロット・号数等	
	その他番	△△番△、□□番□		敷地面積	
	道路区分	□国道(号) □県道(線) <input checked="" type="checkbox"/> 市道(No.1635:駅西30号線) □その他()		〇〇土地区画整理〇〇B〇〇L	
	主要用途(建物名称)	家庭用		排水区分	
	着手予定	31年 2月 1日		完了予定	
既設	給水装置	配水管	<input checked="" type="checkbox"/> 口径: 100 mm 管種:DIP)・無	水道番号	
		給水管	<input checked="" type="checkbox"/> 口径: 13 mm)・無	メーター口径	
	排水設備	取付管	有(口径: mm)・(無)	メーター番号	
				φ13-000000	
				有・(無)	
給水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 承認工事 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 権利移転 <input checked="" type="checkbox"/> 公道取去(20mm×100mm) <input checked="" type="checkbox"/> 公道撤去(13mm×100mm) <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 私管分岐 <input type="checkbox"/> 改造 <input checked="" type="checkbox"/> 口径変更(13mm→20mm) <input type="checkbox"/> 取付済			
	中間検査	舗装先行	材料支給	分担金工事	付属水栓
	逆止弁	メーターBOX	集合住宅台帳	給水区分	契約区分
	備考				
	備考				
排水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 <input type="checkbox"/> 汲取切替 前排水確認番号 なし 公共ます設置 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 取付管工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 融資 有・(無)			
	備考				
<< 担当課処理欄 >> 給水 受付番号 排水 確認番号 決定者 検討者 起案責任者					
新規給水負担金 社会検査手数料(給水) 合計額					
水道番号 受付年月日 承認年月日					
年 月 日 年 月 日					

①申請者情報欄

②指定工事店欄

③工事場所欄

④事前調査欄

⑤工事内容欄

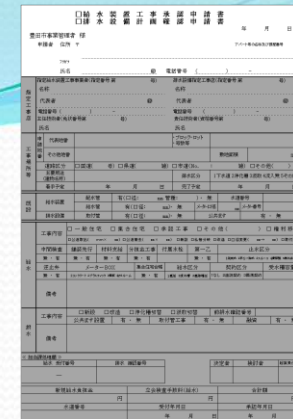
⑥上下水道局 処理欄 (記入不要)

指定工事店にて記入

記入不要

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - ①申請者情報欄



■給水装置工事承認申請書 ■排水設備計画確認申請書

31年3月7日

豊田市事業管理者様

申請者 住所 〒 471-8501

アパート等の名称及び部屋番号

愛知県豊田市西町3丁目60番地

フリガナ

リョウキン タロウ

氏名

料金 太郎



電話番号 (0565) 34 - 6680

給排水区分	該当する申請区分の□欄に記入してください。(記入例は給排水申請)
日付	申請の提出日を記入してください。
申請者 住所	申請日時点の住民票の住所を記入してください。(移転予定地は不可)
氏名	申請者の1人の記名押印してください。連名での申請はできません。
電話番号	自宅又は、携帯電話の番号を記入してください。

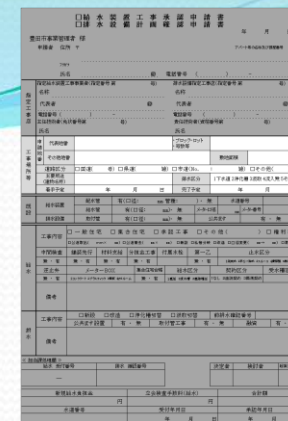


申請者氏名の誤りについて、見え消しの上、訂正印を使用する事(白塗りや印なしでの修正は不可)

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - ③工事場所欄

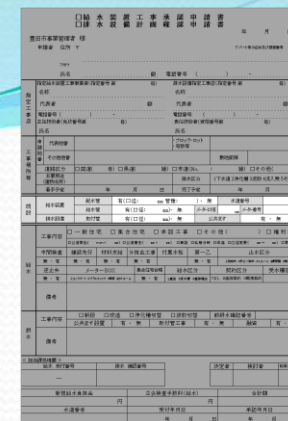
工事場所等	申請地番	代表地番	豊田市 ○○町 ○○丁目 ○番地 ○○	・ブロック・ロット ・号数等	○○土地区画整理○○B○○L	
		その他地番	△△番△、□□番□		敷地面積	○○○. ○ m ²
		道路区分	<input type="checkbox"/> 国道(号) <input type="checkbox"/> 県道(線) <input checked="" type="checkbox"/> 市道(No.1635: 駅西30号 線) <input type="checkbox"/> その他()			
		主要用途 (建物名称)	家庭用	排水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1下水道 <input type="checkbox"/> 2浄化槽 <input type="checkbox"/> 3汲取 <input type="checkbox"/> 4流入無 <input type="checkbox"/> 5その他	
		着手予定	31年 2月 1日	完了予定	31年 5月 31日	



申請地番	代表地番	給水装置及び排水設備の設置地番1筆を記入してください。
	その他地番	代表地番以外の申請地番を全て記入してください。
	ブロック・ロット 号数等	申請地が区画整理内の場合、ブロックロットを記入してください。 承認工事地内の個別申請の場合、号数や棟数等の位置を特定する事ができる数を 記入してください。
	敷地面積	申請地内の台帳地積の合計値を記入してください。
道路区分	前面道路又は工事する道路の、区分、路線番号、路線名を記入してください。	
主要用途(建物名称)	用途を記入してください。店舗や工場等は、何を取扱うかまで記入してください。	
排水区分	排水区域の区分を選択してください。(浄化槽から下水への切替は下水になります。)	
着手予定	申請日からから2週間以後の日付を記入してください。	
完了予定	舗装本復旧工事含めた全ての工事完了予定日を記入してください。	

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - ④事前調査欄(既設情報)



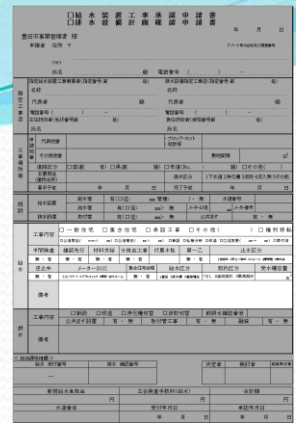
既設	給水装置	配水管	有(口径: 100 mm 管種:DIP)・無	水道番号		000000
		給水管	有(口径: 13 mm)・無	メーター口径	13 mm	メーター番号
	排水設備	取付管	有(口径: mm)・無	公共ます		有・無

申請場所の既設装置欄です。申請前に事前確認の上、全てに記入してください。

配水管	配水管(本管)の有無、口径及び管種を記入してください。
給水管	給水管(引込管)の有無、口径を記入してください。
水道番号	既設給水装置の水道番号を記入してください。
メーター口径	既設給水装置がある場合は、メーター口径を記入してください。メーターが設置されていない場合においても、口径を記入してください。
メーター番号	口径とメーター番号を記入してください。 申請時点で、メーターが設置されていない場合は、『なし』を記入してください。
取付管	申請地の既設取付管の有無を選択してください。口径も記入してください。
公共ます	申請地の既設公共ますの有無を選択してください。

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - ⑤工事内容欄(給水)



給水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 承認工事 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 権利移転 <input checked="" type="checkbox"/> 公道取出 (20 mm × 100 mm) <input checked="" type="checkbox"/> 公道撤去 (13 mm × 100 mm) <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 私管分岐 <input type="checkbox"/> 改造 <input checked="" type="checkbox"/> 口径変更 (13 mm → 20 mm) <input type="checkbox"/> 取付済					
	中間検査	舗装先行	材料支給	分担金工事	付属水栓	第一乙	止水区分
	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	1従来式 2甲乙一体式 3スルース 4青銅製 5制水弁
	逆止弁	メーターBOX		集合住宅台帳	給水区分	契約区分	受水槽容量
	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	1コンクリート 2プラスチック 3鋼板 4PSルーム		<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	1直圧 2受水槽 3直結増圧	1なし 2直読契約 3隔測契約	m ³
備考							

(給水)

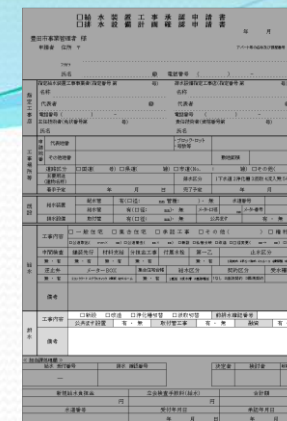
工事内容	<p>該当する□欄すべてに、記入してください。(例: <input checked="" type="checkbox"/> 一般住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 権利移転)</p> <p>※工場や店舗は、『□その他()』に該当します。□欄と括弧内に記入してください。</p> <p>公道工事がある場合は、<input checked="" type="checkbox"/> 公道取出 <input checked="" type="checkbox"/> 公道撤去 の□欄に記入してください。</p> <p>併せて取出(撤去)する給水管、本管の口径を記入してください。</p> <p>申請区分は、新設、私管分岐、改造、口径変更、取付済のいずれか1つになります。</p>
中間検査	竣工前に検査を受け給水を希望する場合(申請区分が、新設又は取付済のみ選択可)
各項目について	<p>該当するものを選択してください。</p> <p>各項目の説明は、『給水装置工事の施行基準』豊田市HP上で確認してください。</p> <p>(※料金課HPに掲載時は、ここに料金課HPのアドレスが表示されます。)</p>

備考欄には、特記事項を記入してください。給排水担当者と事前に、申請内容について協議した場合は、『いつ』『だれと』『なにを』協議したか明記してください。

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - ⑤工事内容欄(排水)

排水	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 <input type="checkbox"/> 汲取切替				前排水確認番号	なし
		公共ます設置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	取付管工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	融資	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	備考						



(排水)

工事内容	建物の工事区分を選択してください。
前排水確認番号(※1)	前排水確認番号は、前排水図面で確認することができます。不明の場合は、空欄で構いません。
公共ます設置	申請により、新たに公共ますを設置するか選択してください。
取付管工事	申請により、新たに取付管を、設置するか選択してください。
融資	申請が、融資を受ける物件であるか選択してください。

備考欄には、特記事項を記入してください。給排水担当者と事前に、申請内容について協議した場合は、『いつ』『だれと』『なにを』協議したか明記してください。

2.給排水申請の様式変更について

申請書 - 裏面

(裏)

表記の申請及び工事を行うにあたり、関係法令、条例及び規程を遵守するとともに、次のことを誓約します。

- 1 この申請書及び添付する承諾書等に虚偽の記載、記載漏れ等があり、事後に問題が発覚したときは、申請者、指定事業者・指定工事店及び主任技術者・責任技術者がその責めを負うこととします。
- 2 土地及び私有管の権利者と申請者が異なる場合は、権利者に承諾を受けます。また、布設後に土地の売却その他状況の変更をしようとするときは、あらかじめ関係者に通知して協議を行います。

様式第3号(豊田市水道事業給水条例施行規程第4条関係)


土地使用者承諾書		年 月 日	
※排水設備計画確認申請書においても、下記土地使用者承諾書を用いることができる。			
1 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		
2 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		
3 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		
4 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		
5 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		

私有管使用承諾書		年 月 日	
1 所有者	住所 _____ 氏名 _____ ④ 使用地番 _____		

記入上の注意

- 1 申請者本人以外の土地に給水装置及び排水設備を布設する場合(改造工事、撤去工事等を含む。)は、「土地使用者承諾書」を記入してください。
- 2 申請者本人以外の私有管から分岐して給水を受ける場合(改造工事の取り直し等を含む。)は、「私有管使用承諾書」を記入してください。

様式第4号(豊田市水道事業給水条例施行規程第5条関係)

給水装置所有者及び管理区分の確認書		年 月 日	
給水装置工事申請者(甲)	氏名 <u>料金 太郎</u> 		
申請地に設置する給水装置は、甲の所有のものとなります。また、当該工事による給水装置のうち、配水管から第1乙止水栓までの公道内給水装置については、工事完成後直ちに市に移管し、第1乙止水栓から給水栓までの屋内給水装置(メーターを除く。)の維持管理については、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者が行います。			

土地使用承諾書

・・・所有者が申請者と異なる場合は、承諾を得ること。(親族、配偶者含)

私有管使用承諾書 ... 同上

※家屋使用承諾書について

新様式では、家屋使用承諾欄はありません。平成31年4月1日より、家屋の使用承諾は、不要になりました。

給水装置所有者及び管理区分の確認書

・・・給水及び給排水申請の場合は、必ず申請者の記名押印をしてください。
排水申請のみの場合は、記入不要です。



利害関係者(土地及び私有管)が、申請者と異なる場合は、親族関係にあっても、同じ印鑑は原則不可とする。氏名の訂正については、申請者氏名と同じく、見え消しの上、訂正印を使用する事。

2.給排水申請の様式変更について

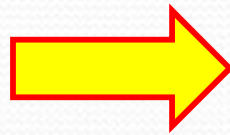
集合住宅、承認工事に用の一括申請様式

同一申請場所に、複数の給水装置を新たに設置する場合(集合住宅、承認工事)

変更前

申請書(×件数)

通知書(×件数)



変更後

申請書

申請書別紙(集合住宅)

+

通知書

通知書別紙(集合住宅)

+

2.給排水申請の様式変更について

申請書(集合住宅)

様式第1号-2 (表)

集合住宅 給水装置工事承認申請書
※様式第1号-1とこの申請書を併せて提出して下さい。

31年3月7日

豊田市事業管理者様

申請者 住所 〒 471-8501 アパート等の名称及び部屋番号
愛知県豊田市西町3丁目60番地

フリガナ リョウケン 太郎
氏名 料金 太郎 電話番号 (0565) 34 - 6680

指定工事店
指定給水装置工事事業者(指定番号第○○○号)
名称 豊田給排水設備工事株式会社
代表者 給排水 一郎 印
電話番号 (××××) ×× - ××××

工事場所
申請地番 代表地番 豊田市○○町○○丁目○番地○○
その他地番 △△番△、□□番□ ・ブロック・ロット

集合住宅情報 (代表装置も含む全戸記入)

フリガナ 建物名称	リョウケン 太郎 (仮) 料金 太郎 アパート		
階数	3 階	戸数	12 戸
全メーター数	13 個		
部屋タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> ワンルーム(1LDK以下) <input type="checkbox"/> ファミリー <input type="checkbox"/> その他(店舗等)		
給水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 直圧給水 <input type="checkbox"/> 直結増圧給水 <input type="checkbox"/> 受水槽給水		
契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 直読契約 <input type="checkbox"/> 隔測契約		
給水装置			
棟・号数	メーター口径	備考	
101	20		
102	20		
103	20		
104	20		
201	20		
202	20		
203	20		
204	20		
301	20		
302	20		
303	20		
304	20		
散水栓	20		
備考 3階直圧事前協議済			
(件数が多い場合は、裏面をご利用ください。)			
決定者		検討者	起案責任者
代表受付番号		受付年月日	承認年月日
—		年 月 日	年 月 日

①申請者情報欄 ②指定工事店欄
※記入事項を参照してください。

建物名称	仮称の場合は、(仮)をつけてください。
階数	給水装置の設置の有無に関わらず、建物の階数を記入してください。
戸数	全戸数を記入してください。
全メーター数	上記の戸数に加え、散水栓・共用栓等を含む水道メーターの設置数を記入してください。
部屋タイプ	部屋タイプを選択してください。併用型は、該当する全てを選択してください。
給水区分	いずれか1つを、選択してください。
契約区分	いずれか1つを、選択してください。
棟・号数	個別の部屋番号等を記入してください。
メーター口径	個別のメーター口径を記入してください。



通常の申請様式に添付して利用してください。
この様式のみで申請することはできません。

給水区分が、契約給水の集合住宅では、給排水申請とは、別に契約給水申請が必要になります。

2.給排水申請の様式変更について

通知書(許可書)

指定工事店にて記入欄

※申請書 記入事項を参照してください。

通知書は、全ての印が不要になります。

(申請者、指定工事店、技術者印)

通知書も申請書と同じく、集合住宅、承認工事用により申請書類をまとめる事ができます。まとめて申請した場合においても、**給水装置毎に、受付番号、水道番号、納付書が発行されます。竣工時の給水装置管理台帳についても、個別に作成していただく必要があります。**

新様式の利用開始

平成31年4月1日より

旧様式の利用期限

平成31年9月30日まで

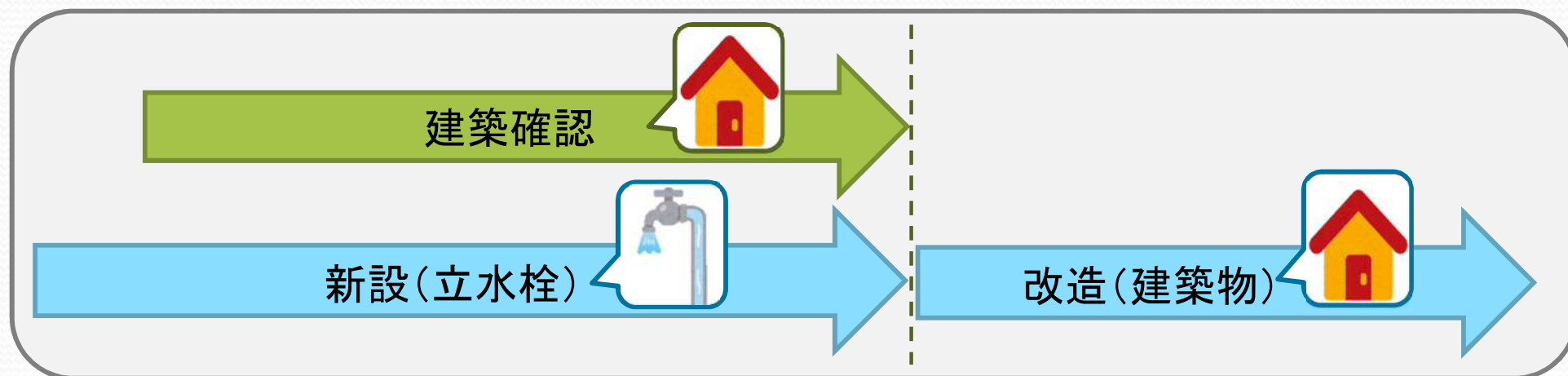
平成31年10月1日からは、新様式のみ利用する事ができます。

2.給排水申請の様式変更について

その他の変更点

- 建築確認済証の添付不要

これまで添付書類としていた建築確認済証は、変更により原則添付不要になります。建築確認を受ける建築物の申請をする場合、建築確認までは、建築物の給水申請ができませんでした。そのため、まず、立水栓での新設申請を行い、確認後に改造申請する二段階申請を要していました。変更後では、立水栓の申請は不要となり、建築確認手続き前に、建築物の申請をすることができます。




2.給排水申請の様式変更について

その他の変更点

● 中間検査理由書 不要

中間検査は、竣工前に、立水栓等の水栓を1栓設置し、給水を受ける場合に、申請するものです。変更後の手続きでは、中間検査の理由書の提出は不要になります。希望する場合は、申請書の中間検査欄に、有を選択してください。なお、審査により必要と認める場合のみ検査を受けることができます。

 中間検査にて水道メーターの設置、給水使用開始になった事により、竣工検査申請の未提出が多発しています。中間検査を受けた場合においても、必ず工事完了時に、竣工検査申請書を提出してください。

● 各様式の変更

今年度(平成31年3月末)をもって、水栓番号の運用は、廃止になります。各様式についても、新様式では水栓番号の記入欄が削除されます。書類は、常に最新の様式を利用してください。

※平成29年度より各様式の宛先が、豊田市長、豊田市事業管理者の列記から、豊田市事業管理者のみに変更されています。併せて確認してください。

● 給水装置毎の個別書類提出の見直し

一件の給水申請(集合住宅、承認工事用は一件とみなします。)に、添付する以下の書類については、給水装置毎に1枚ずつではなく、1枚にまとめて複数の給水装置を列記して使用する事ができます。ただし、複数の給水装置全ての所有者が、申請者と同じ場合に限ります。

- 舗装先行誓約書
- 減免申請書
- 権利放棄承諾書

1. 給水引込管の一宅地一取出制限の変更について
2. 給排水申請書の様式変更について
3. 取付管設置工事の面積要件の変更について
4. その他、連絡事項

3.取付管設置工事の面積要件の変更について

公共ます等の設置における費用負担の取扱要領 第3条 費用負担

現行

(1) 共用開始区域で既に下水道を利用している土地が分筆される場合は、個人負担とする。ただし、分筆前の敷地面積に対して基準個数までは市負担とする。

基準個数表

1受益地の敷地面積	基準個数
500㎡まで	1個
500㎡を超え、1,000㎡まで	2個
1,000㎡を超え、1,500㎡まで	3個
1,500㎡を超え、2,000㎡まで	4個
2,000㎡を超える場合	5個



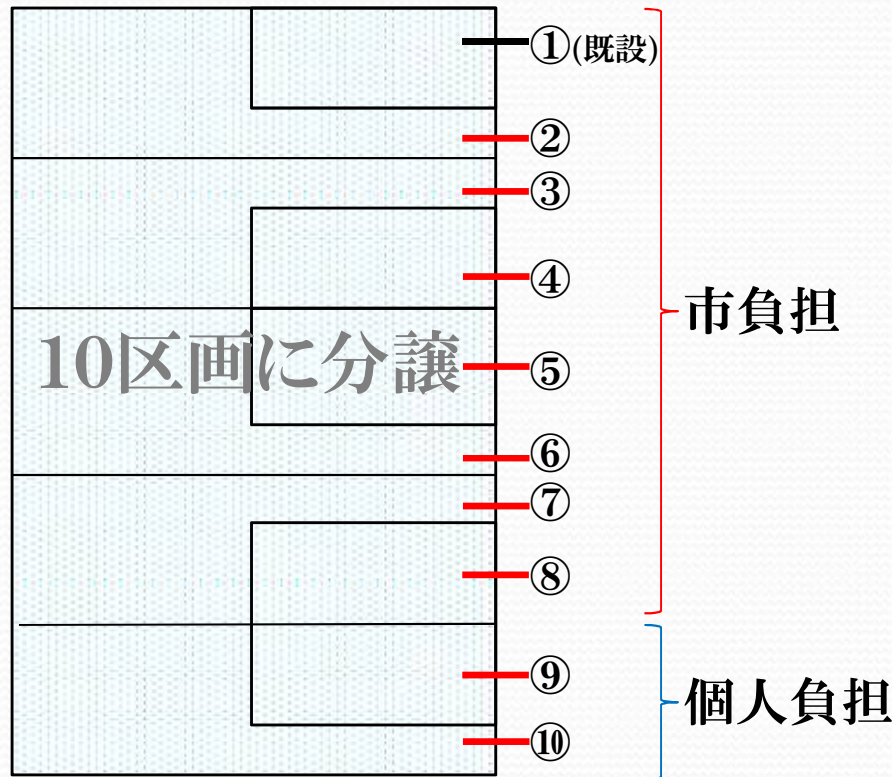
改正

(1) 共用開始区域で既に下水道を利用している土地が分筆される場合は、個人負担とする。ただし、審査において必要と認められた場合は、分筆前の敷地面積に対して、500㎡を超えるごとに1個を市負担で設置することができる。

最大基準個数(2,000㎡を越える場合の5個)の廃止

3.取付管設置工事の面積要件の変更について

例))利用地(申請地積が4,000㎡)を
10区画に分筆し、宅地分譲するケース



これまでは...

面積要件による最大基準個数は、敷地面積の合計が2,000㎡を超える場合の5本までとなっていた。
左図では、負担先は、既設取出管1本、新設4本の計5本が市負担、残りの新設5本は個人負担となる。



改正後は...

必要と認める場合については、500㎡につき1本より、左図の4,000㎡の場合、8本までが市負担となる。
 $4,000 \div 500 = 8$ 本 (4,001㎡は9本となる。)
既設引込が1本あるため、新設取付管では、7本が市負担、2本が個人負担となる。

参考

計算式) 申請地積 \div 500 (小数点以下切上)



必要と認める場合とは、具体的に利用計画のあることを想定します。
宅地分譲の場合、図面や測量図等を確認し、具体的な計画があり、実現性が高いと認められる場合に限ります。

1. 給水引込管の一宅地一取出制限の変更について
2. 給排水申請書の様式変更について
3. 取付管設置工事の面積要件の変更について
4. その他、連絡事項

4. その他、連絡事項

給水装置の権利移転・権利放棄について

今年度、給排水申請の承認後に、権利移転手続き、還付申請が多発しています。特に区画整理地内、用地補償による移転の場合、権利移転のケースが多くあります。必ず申請者に、従前の装置の有無、権利移転の旨を確認してください。

また、権利移転又は権利放棄をした給水装置が、撤去されずに放置されている事案がありました。他工事による事故の原因になるため、必ず撤去してください。給水装置の撤去をせずに、申請上での権利移転、放棄を行った場合は、許可の取消だけでなく、指定工事店への指導、処分の対象となります。



☞ 権利移転、権利放棄の注意事項

撤去工事を、『どこで』、『だれが』、『いつ』施工するのか必ず確認してください。

権利移転の場合、竣工検査の際に提出する権利移転先の給水管理台帳には、権利移転の撤去図、位置図等を記載してください。(記載なしは不合格とします。)

4. その他、連絡事項

給水装置の施行基準のオープンデータ化

平成31年4月より、『給水装置の施行基準』の書籍販売を中止します。
豊田市のホームページ上で、PDFデータを公開します。

施行基準の内容について、変更等があった際は、豊田市のホームページ上を確認してください。
併せて、施行基準に掲載されている各書類の様式も、全て最新の状態で掲載されます。

(※料金課HPに掲載時は、ここに料金課HPのアドレスが表示されます。)

- ☞ いつでも！どこでも！スマホやタブレットで、基準を確認する事ができます！
- ☞ 給水装置工事指定工事店以外の一般の方も閲覧する事ができます！
- ☞ 最新の情報、様式を、利用する事ができます！

4. その他、連絡事項

ファイリングシステムの更新について

平成31年4月1日より、新しいIDとパスワードに変更されます。(毎年更新)

平成31年3月31日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。

新しいIDとパスワードの取得は、ファイリングシステムの利用誓約書を提出してください。
(※給水、排水それぞれ提出していただく必要があります。様式は、豊田市ホームページ上に掲載しています。)



利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内管設備図は、個人情報です。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾、料金課での確認なしの持ち出しや、スマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。持ち出す場合は、申請書(所有者の承諾)を利用の都度、提出してください。

工事店IDは、いつ、何を利用しているか記録しています。問題が発生した際、責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

4. その他、連絡事項

● 給水指定工事店制度について

- ✓ 平成31年度10月より、**更新制度(5年毎)**が導入される見込みです。
更新手続きの流れについては、確定次第改めて通知します。

● 排水指定工事店制度について

- ✓ 排水設備の確認検査前に、昨年11月に送付した『排水設備 確認検査事前チェックシート』を利用して、施工内容の最終確認を行ってください。(書類の提出は必要ありません。)
- ✓ 排水指定工事店の制度では、要綱において定める事由(17項)について、点数が設定されており、年度内の合計点数により、処分が下されます。今一度、定める事由を確認の上、順守してください。

項目	取消し等に係る事由	点数	項目	取消し等に係る事由	点数
①	指定工事店の指定事項に適合しなくなった	取消し	⑨	完了検査で、指示書による手直し工事を命じられたとき	5
②	排水設備計画確認申請をしないで、公共下水道等へ接続した	100	⑩	指示書の期限内に、手直し工事が完了しなかったとき	10
③	排水設備計画確認申請をしないで、改造工事を施工した	50	⑪	責任技術者証を不携帯で排水設備に関する業務を行ったとき	5
④	排水設備計画確認通知書交付前に、排水設備工事を着工した	40	⑫	完了検査に、事前に連絡もなく責任技術者が立ち会わなかったとき	5
⑤	使用開始届が特別の理由もなく接続後7日以内に提出されなかった	5	⑬	排水設備の工事等に関し、市民に対して誠実な対応を怠ったとき	20
⑥	使用開始届が特別の理由もなく接続後1月以内に提出されなかった	20	⑭	排水設備の工事等に関し、上下水道局に対して適正な対応を怠ったとき	20
⑦	完了届が、工事完了後1月以内に提出されなかったとき	10	⑮	上下水道局との契約書(仕様書)の内容と異なったとき	20
⑧	完了検査で書類の不備による手直しが14日以内に提出されなかったとき	5	⑯	上下水道局が請求した書類を当該年度に提出しなかったとき	20
⑰	他の自治体において、申請をしないで公共下水道に接続する行為を行ったとき				50

! 20点以上...文書注意 50点以上...6か月以内の指定停止 100点以上...指定取消し
点数に関わらず、悪質な行為は、審査会の開催及び協議後、指定の取消し等の事案毎に処分が下されます。

4. その他、連絡事項

消費税 改正の申請手続きについて

平成31年10月より、消費税が変わります。(8%→10%)

新規給水負担金及びメーター負担金も、消費税率変更により変わります。

例) φ20の新規給水負担金

現在(改正前)

104,000円(税抜) + 8,320円(税8%) = 112,320円(税込)

改正後

104,000円(税抜) + 10,400円(税10%) = 114,400円(税込)

申請の受付が、平成31年9月30日までは、税率8%が適用されます。

平成31年10月1日以降に提出された申請については、税率10%となります。

 平成31年9月末の改正日直前は、駆け込み申請による申請件数の増加が予想されます。標準審査期間以上の早期承認の要望は、お受けする事ができません。予めご了承ください。

また、改正日直前に申請したものであっても、審査において申請内容に、不足書類や不備があるものについては、返却いたします。返却された申請の再申請が、平成31年10月以降となった場合、改正後の税率が適用されます。改正前の税率適用を希望する場合は、十分に余裕をもって申請をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

4. その他、連絡事項

3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書(※1)の提出期限は、
平成31年 4月4日(木)です。期限厳守をお願いします。

※1 給水 ... 材料支給確認書

排水 ... 取付管設置工事、公共ます設置工事 等

ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら、個別に対応いたします。
料金課 窓口にてお尋ねください。

本日の説明資料、新様式書類は、平成31年3月下旬に、料金課HP上に掲載します。

